



平成 28 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 サ イ ジ ニ ア 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 吉井 伸一郎
兼 オムニチャネル事業部長
(コード番号：6031)
問合せ先 取締役執行役員 CFO 横溝 大介
兼 経営管理部長
(TEL. 050-5840-3147)

取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容の決定に関する議案を、平成 28 年 9 月 29 日開催予定の当社第 11 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションを導入する理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を導入するものであります。

2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬等の額につきましては、平成 26 年 9 月 9 日開催の第 9 期定時株主総会において、年額 200 百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、経営結果責任をより明確にし、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意欲を高めることを目的として、当該報酬等の総額とは別枠にて、年額 30 百万円以内の範囲で、取締役（社外取締役を除きます。）に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与いたしたいと存じます。

株式報酬型ストックオプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に對し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。

なお、取締役の選任にかかる議案を原案どおりご承認いただいた場合、本議案における新株予約権の付与対象となる取締役は、社外取締役 1 名を除く 4 名となります。

各取締役への支給時期及び配分等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

12,000 個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約

権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 1 株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合、合併または会社分割等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 50 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記（5）の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、役員としての職務の内容またはその地位が激変したと認められるときは、常勤取締役の地位を喪失した日）の翌日から 10 日（10 日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上